

114
A1724



新編... 中... 候... 稟... 呈... 官... 報...

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈



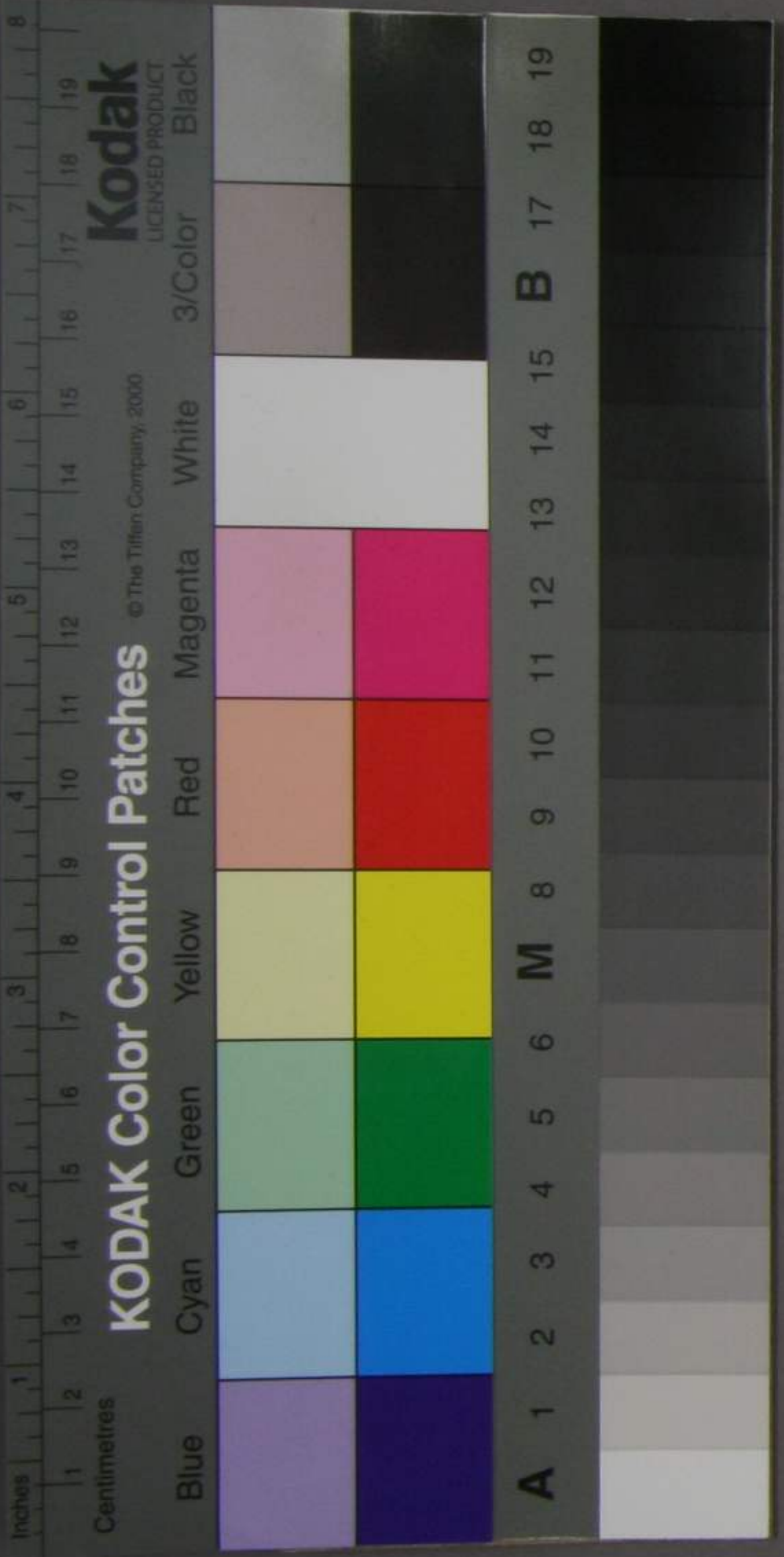
造幣... 奏... 台... 奏... 仰... 滿... 之... 極... 意... 以... 經... 大... 隈...
奏... 議... 擴... 漢... 表... 出... 張... 之... 上... 若... 國... 公... 使... 之...
議... 奏... 在... 遠... 行... 奏... 寄... 在... 何... 在... 規... 奏... 書... 其... 外...
取... 據... 中... 列... 奏... 議... 決... 定... 中... 之... 旨... 此... 後... 奏... 局...
中... 以... 大... 內... 地... 止... 節... 奏... 在... 中... 之... 為... 取... 調... 在... 何... 中...
在... 得... 在... 不... 可... 設... 在... 中... 之... 旨... 奏... 也...

辛未年七月七日

大藏省

五月七日大正九年庚

大藏省



新貨幣本位更換之儀

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

新貨幣本位更換之儀
各國公使
如達臣書翰之字

以手紙致各公使然其先般我政府之於
金銀銅新貨幣增鑄之後其改定
其品位重量本位定價格之比較及通
用之制限等事至其逐次詳細之及以
達既之閱之亦以目擊之通造幣字開
原之儀曲也古語云受於深者將來之利

五月廿六日九号之内

大藏省

便之推考以年——廣之歐沙諸國米利
學書金銀貨幣之制度本位定位價
格之比較考或考其藉之考其數——或
識者之貨問之考其大批金銀貨幣之
中位之考——銀貨之如是以漸之通之補
助之貨品之供充之——以樣成行之——
若通之西理之有之——日又各國
貨幣之考其位重之考其性之彼此之齊

之通之同之綴之得之得之得之貨
日之交通之便之由之之米層之增加可
有之之銀貨之耳——法之先年
仲商西都之考其考其各國貨幣一
般更之之考其考其之考其考其考其
之考其之通各國人民之考其考其考其
有之之存貨之我新貨幣之考其考其
之考其考其考其考其考其考其考其考其

目今各國貨幣之品位重量之高低
折衷之案以前議之更案一之新
二十圓之金貨之鑄造一之重量純
金二十グラム金位十分之九一之重量二十
三グラム三分之一定め其他十圓五圓二圓
一圓之金貨も悉之此比例に準一之則
別紙金貨重量表に掲載せる通り
就るに所議一圓之品位銀貨は金之

廢止す一之度我々の以て尚一時貿易上
之利便を謀るに外人民銀行金を以て
出之銀貨鑄造を欲するものハ右第一
圓銀と鑄造す一之唯關港間之貿易
に用ゆる銀貨と一之通用之制限なく
西之ドルラールと並行流通する致積
但一之西之ドルラール通用之義に従
てし通する處も亦亦書ふ處五種

之內一國金幣以本位中之原貨之定
各種拂言之制限者之五十鎊以不補
助銀貨之景前以達其品位之据
並重產及通用制限之師更革以
一委細別紙重產表并造幣規則
通用制限之通改之議改定以爲一將
又向後有造幣規則之改正之表一
爲十有之十中勿論由外人民之貿易

子於之障礙多之樣注意可致之存
此改更之可也所意如此以望法以上

明治四十年五月日 外務卿 補

右國公使 閣下

大正十一年四月

大正十一年四月

遊部規分

第一條

遊部規分地盤局之長二百十名
西洋子少自七十一等
其日在除く外毎日朝
海第一時地盤局の長
之を
海第一時地盤局の長之を

休暇表

五月七日大分九号之内

大蔵省

毎日曜日 一月三日 二月三日 三月三日
四月三日 五月三日 六月三日 七月三日
八月三日 九月三日 十月三日 十一月三日
十二月三日

第二条

萬一非常の際に於ては、ありては、造幣局を休む
とありては、白福地を、ある方を、酌して
但、此、地、所、に、於、て、は、速、に、其、由、を、告、出、す

第三条

不仕米價格を、詳明するに、在、地、を、是、外、國
金、貨、幣、に、百、金、に、オ、ス、ト、ロ、イ、
高、く、し、て、地、金、局、長、に、送、幣、控、照、を、
之、を、送、る、事、を、之、に、

第四条

不仕米價格を、詳明するに、在、地、を、是、外、國
或、は、外、國、金、貨、幣、に、二、千、オ、ス、ト、ロ、イ、
是、の、高、く、し、て、之、を、情、形、に、送、幣、控、照、を、送、る、事、を、

本位貨を以て掛の海にして尤も地を指
糸の者一國限を以て糸の造幣案の
於右あり之を海にして
他代の代りたる分の内純銀換ふ。純銀
一の別居を以て掛の海にして

第五條

本位貨價格詳明ありしを以て或は銀地を
糸の造幣案を以て掛の海にして

幣制の上分析して其本位と價格とを以
て造幣適當のありし之を以て
とし

但其高き地を以て第三條銀地を以て第四條
と回納多し。尤も造幣適當のありしを以て
造幣案を以て其宛たる造幣案を以て
一分限を以て日本と銀貨幣を以て
條例を以て造幣を以て

第六條

右試驗熔解の上分析せしむる或は其地を
又は其銀貨幣造幣不適當ありし
之を商人より通知し試験熔解分析物
の手数料を納めしむ

試験熔解分析物の手数料は造幣
少額なるに依りて定便に決し納めしむ

一

第七條

造幣室の所長より其造幣不
當なる金或は銀地金を其銀貨幣
を熔鑄する為め之を交する事あり
し

但し其地金を其第三條銀地金を其
四條と同様にし其熔鑄材料は
造幣室より其所長より定便に決し

納のしむるに

第八條

造幣案に於て造幣の爲るを或は銀
地金又は金銀貨幣法に滴の上の造幣
を材料を引き、第四條に照準し、その
位を貨又は一圓銀を以て其のありしに
より三千日圓に拂ふに於て、合狀を添付し
但し右層狀の高は、大抵ある日本政府

乃外國為替方オリエンタル社中
に本文に附する所の添付し

第九條

本位を貨造幣の材料とる分の四
百と白一あるに

第十條

一圓銀造幣の材料とる分の内、百と白
二あるに

第十一條

金銀混合の地金 其年二ヶ年毎の換金
部内日銀 以上

オニストロ 凡四百
四拾五 以上の高ありは造幣

字子於て之を初り製幣分利の上其
價を定めて之を海金く之を法あり

但右製幣分利料の定方と第七條
多換通あり

第十二條

廢物せり本位金に於ては銀一
圓銀に千二百十の分利料を先出と
其金圓金の價を以て再鑄の爲め之を
定あり

第十三條

一分銀に二千オニストロ 凡百十ヶ年
百ヶ年 以上

オニストロ 凡百
十八 以上の高

ありは再鑄の爲め先出と

受取之しは其他の金銀貨幣又は金或
は銀地金に試験分析の上ありて又
品位金の種にせし大抵造幣局に限
り之を受取之しせしむる所持人の姓名
ありて且新貨幣を押し渡さしむる
なき為め元の銀地金面を記載せし
造幣局の下へ承諾の旨を認の自分の姓名を
手記し以て各官港場へ之を提出するに

受取證書 雛紙

證

幸来何番

一 刻 印
品位未定
金銀地金何斤

此證書は金銀面を造幣
規則を掲載す

右に寫る表面を記載する造幣規則

を以て造幣の爲め大抵造幣局に送
り手付し以て金銀を呈し但新貨幣
造方の劣らざる造幣局より押

通りたる

年号干支月日

姓名印

所持人名記

第十四條

右条の方を神戸 横濱の両所ある日
臨存の外國 為替方オリタルバンク社
に於て取扱ひ長崎箱館新潟の両所
に於て取扱ひ長崎箱館新潟の両所
に於て取扱ひ長崎箱館新潟の両所

第十五條

右條を除くの外各埠港商に日金及び
外國貨幣又は金或は銀地金を細め
送附せしむる者には定日数三十日の外
法廷日数並に運賃危険諸費等の
若者通り心得也

地倉

法廷日数

運賃危険諸費料

神戸大坂止

二日

百、百〇、二五

換券ヨリ同	十五日	百台 一、二五
長崎ヨリ同	十五日	百台 一、七五
新潟ヨリ同	廿五日	百台 四、二五
花館ヨリ同	三十日	百台 三、二五

第十六條

此規則實際の試験の上要旨と異な
 るものは何時とも猶行の追加を以て
 但し其旨の字を其由を布告を可し

右之通規定を奉

辛未年五月

大藏省

本位金貨重量表

品位金九銅一

		二十圓		十圓	
徑	全量	純金	全量	純金	全量
	三三、三分一	三	一六、三分二	一五、	一六、三分二
	三三三三、三分一	三〇〇〇、	一六六六、三分二	一五〇〇、	一六六六、三分二
	五一一四、四一	四六二、九七	二五七、二	二三一、四八	
		グラム	ミリグラム	ミリグラム	

五月七日九号之四

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

五圓	純金	七、五	七五〇〇、	一一五、七四
全量	八、三分一	八三三三、三分一	一二八、六	
徑	最前制定、通			
二圓	純金	三、	三〇〇〇、	四六、七九
全量	三、三分一	三三三三、三分一	五一、四四	
徑	最前制定、通			
一圓	純金	一、五	一五〇〇、	一三、一五
全量	一、三分二	一六六六、三分二	二五、七二	

徑

定位銀貨重量表

品位銀八銅二

十錢	二十錢	五十錢	グラム		ミリグラム	ケローム
			純銀	全量		
純銀 二、	純銀 四、	純銀 一〇、	全量 二、五	全量 一二、五	一〇〇〇〇、	一五四、四
純銀 二〇〇〇、	純銀 四〇〇〇、	純銀 一〇〇〇〇、	全量 二五〇〇、	全量 一二五〇〇、	一〇〇〇〇〇、	一九三、
純銀 三〇、八八	純銀 六〇、七六	純銀 一五〇、七六	全量 三〇、八八	全量 一五〇、七六	三〇〇〇〇、	七七、二
純銀 三八、六	純銀 七七、二	純銀 一九三、	全量 三八、六	全量 一九三、	三〇〇〇、	六、七六

大雅書

五錢	純銀	一、	一〇〇〇、	一五、四四
	全量	一、二五	一二五〇、	一九、三

定位銅貨重量表

一厘	半錢	一錢	グラム	ミリグラム	ゲレール
〇、九〇	三、五六	七、一三		六四七九、八九五	一一〇、
九〇七、一八五	三五六三、九四二				五五、
一四、					

一圓銀重量表

一圓銀	純銀	
全量		
二六九五六三三	二四二六。七二六	グラム
二六九五六三三	二四二六。七二六	ミリグラム
四一六、	三七四、四	ゲレイン

大藏省

大藏省



大
清
書